

平成19年度
常総市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

常総市監査委員

平成20年9月1日

常総市長 長谷川 典子 殿

常総市監査委員 北 村 栄 子

常総市監査委員 中 村 安 雄

平成19年度常総市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された、平成19年度常総市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成19年度常総市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年8月11日から平成20年8月29日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は，市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記，健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成19年度比率 (%)	早期健全化基準(%)
①実質赤字比率	—	12.82
②連結実質赤字比率	—	17.82
③実質公債費比率	13.1	25.0
④将来負担比率	133.7	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成19年度の実質収支が赤字でないことから問題なし。

② 連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質収支が赤字でないことから問題なし。

③ 実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は13.1%となっており，早期健全化基準の25.0%を下回っていることから問題なし。

④ 将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は133.7%となっており，早期健全化基準の350.0%を下回っていることから問題なし。

平成19年度常総市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年8月11日から平成20年8月29日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称	平成19年度 資金不足比率 (%)	経営健全化基準(%)
①水道事業	—	20.0
②公共下水道事業	—	20.0
③大生郷特定公共下水道事業	—	20.0
④農業集落排水事業	—	20.0

(2) 個別意見

- ① 水道事業の資金不足比率について
平成19年度の水道事業会計が資金不足でないことから問題なし。
- ② 公共下水道事業の資金不足比率について
平成19年度の公共下水道事業会計が資金不足でないことから問題なし。
- ③ 大生郷特定公共下水道事業の資金不足比率について
平成19年度の大生郷特定公共下水道事業会計が資金不足でないことから問題なし。
- ④ 農業集落排水事業の資金不足比率について
平成19年度の農業集落排水事業会計が資金不足でないことから問題なし。